

～ 金武町の外国人住民の皆様へ ～

平成 24 年 7 月 9 日から外国人登録法が廃止され、適法に 3 か月を超えて在留する外国人の方は、住民基本台帳制度の対象になります。

(観光目的等の短期滞在者や 3 か月以下の在留期間の方、在留資格を有しない方等は対象となりません。)

《主な変更点》

◎外国人住民の方にも住民票が作成されます。

◎外国人登録証明書から「在留カード」または「特別永住者証明書」へかわります。

(現在お持ちの外国人登録証明書は、一定期間は「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなされるため、**すぐにかえる必要はありません。**)

在留資格	「在留カード」・「特別永住者証明書」とみなされる期間		申請場所
特別永住者	16 歳以上の方	次回確認(切替)申請時期まで(※ただし、次回確認(切替)申請時期が 2015(平成 27)年 7 月 8 日までに到来する方は、2015 年 7 月 8 日まで)	住民生活課 ①番窓口
	16 歳未満の方	16 歳の誕生日まで	
永 住 者	16 歳以上の方	2015(平成 27 年)年 7 月 8 日まで	入国管理局
	16 歳未満の方	2015(平成 27 年)年 7 月 8 日又は 16 歳の誕生のいずれか早い日まで	
上記以外の 在 留 資 格	16 歳以上の方	在留期間の満了日	入国管理局
	16 歳未満の方	在留期間の満了日又は 16 歳の誕生のいずれか早い日	

●他の市町村へ引っ越す場合は、転出届が必要です。

他の市町村へ引っ越す場合は、旧住所地の市町村で転出届をし、転出証明書の交付を受けてから新住所地の市町村で転入手続きをすることになります。手続きの際は、「在留カード」または「特別永住者証明書」等も忘れずにお持ちください。

●各種申請の手続き場所

〈入国管理局〉

- ・在留カードをお持ちの方の在留資格の変更・更新、氏名、国籍等の変更手続き
(外国人登録制度では、入国管理局で上記の手続きを行った後、金武町役場でも手続きが必要でしたが、平成 24 年 7 月 9 日からは入国管理局での手続きのみとなり、金武町役場での手続きは必要ありません。)

〈市町村役場〉

- ・外国人住民の方の住所変更
- ・特別永住者の方の氏名、生年月日、国籍の変更、特別永住者証明書の更新

新しい制度についてのお問い合わせ

- 在留カード、特別永住者証明書、新しい在留管理制度については
法務省外国人在留総合インフォメーションセンター

(受付時間 平日 8:30~17:15) TEL 0570 - 013 - 904

IP、PHS、海外からは 03 - 5796 - 7112

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語でも対応しています。)

- 外国人住民の住民基本台帳制度については

総務省電話相談窓口 (受付時間 平日 8:30~17:30)

TEL0570 - 066 - 630 (ナビダイヤル) IP 電話、PHS からは、03 - 6301 - 1337